

社会保険 ひろしま

第11号

- 社会保険の手続きは、電子申請で！
- 「ねんきんネット」の初回利用登録はスマホ＆マイナンバーカードがあると便利！
- インセンティブ制度は健康保険料の引下げにつながります！
- 協会けんぽの令和4年度の保険料率は令和4年3月分（4月納付分）から変更されます
- 2022年1月より「雇用保険マルチジョブホルダー制度」がはじまっています
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 社会保険協会からのお知らせ

4

2022

令和4年



呉線

職場内で回覧して下さい

日本年金機構からのお知らせ

社会保険の手続きは、電子申請で！

電子申請が
いちばん早い！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。電子申請を利用すると紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。例えば、保険証なら3~4日早く届きます。ぜひ電子申請をご利用ください。

電子申請の
メリットは？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。

手数料は
かかるの？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始められます。

電子申請の
やり方は？

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。



電子申請について（日本年金機構ホームページ）

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



GビズIDについて

<https://gbiz-id.go.jp>

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする「電子申請相談チャット」を開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

電子申請の提出方法は、「届書作成プログラム」または「e-Gov」の2種類です。



届書作成プログラム

届書データを簡単に作成・申請することができるプログラムで、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

e-GOV

e-Gov（イーガブ）

総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトで、各種手続きをオンラインで行うことができるサービスです。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123（ナビダイヤル）⇒「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、☎（東京）03-6837-2913 ⇒「2番」をお選びください

< 受付時間 >

月～金曜日 … 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 … 午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



日本年金機構からのお知らせ

「ねんきんネット」の初回利用登録は
スマホ&マイナンバーカードがあると便利！

マイナンバーカードに
スマートフォンをかざして
簡単ログイン！



スマートフォンでの初回利用登録の流れ



←マイナポータルはこちらから
<https://myna.go.jp>

マイナポータルにログイン

- ①「初めての方 利用者登録」をクリック
- ②使用する端末から「スマートフォン」を選択
- ③ログインに使用するマイナポータルアプリをダウンロード
- ④「利用者登録/ログイン」を選択
- ⑤ご自身で設定した数字4桁の暗証番号を入力
- ⑥マイナンバーカードにスマートフォンをかざして読み取り
- ⑦マイナポータルにログインが完了！

ねんきんネットの初回利用登録

- ①マイナポータルサイトのトップ画面「注目の情報」欄にある「年金記録・見込額を見る（ねんきんネット）」を選択
- ②「メールアドレスの登録/変更」から登録メールアドレスを入力
- ③「日本年金機構からのお知らせメールの配信希望」を選択
- ④ねんきんネットの初回利用登録が完了！

「ねんきんネット」のサービス紹介

「ねんきんネット」はお客様自身がパソコンやスマートフォン等で年金情報を手軽に確認できるサービスです。

point

年金記録の確認

ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

point

将来の年金見込額の試算

働きながら年金を受け取る場合や、年金の支給開始を遅らせる場合などさまざまな条件に合わせた試算ができます。

point

電子版 「ねんきん定期便」の閲覧

郵送でお送りする「ねんきん定期便」と年金記録を1か月程度早く閲覧できます。ダウンロードも可能です。

point

各種通知書の確認

年金振込通知書や年金額改定通知書などの通知書が確認できます。ダウンロードも可能です。

お電話での「ねんきんネット」のご利用に関するお問い合わせ先

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は、☎(東京) 03-6700-1144

< 受付時間 >

月～金曜日 … 午前8時30分～午後5時15分

※月曜日のみ午後7時まで

第2土曜日 … 午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、

12月29日～1月3日はご利用いただけません。



ホームページで確認

ねんきんネット

検索

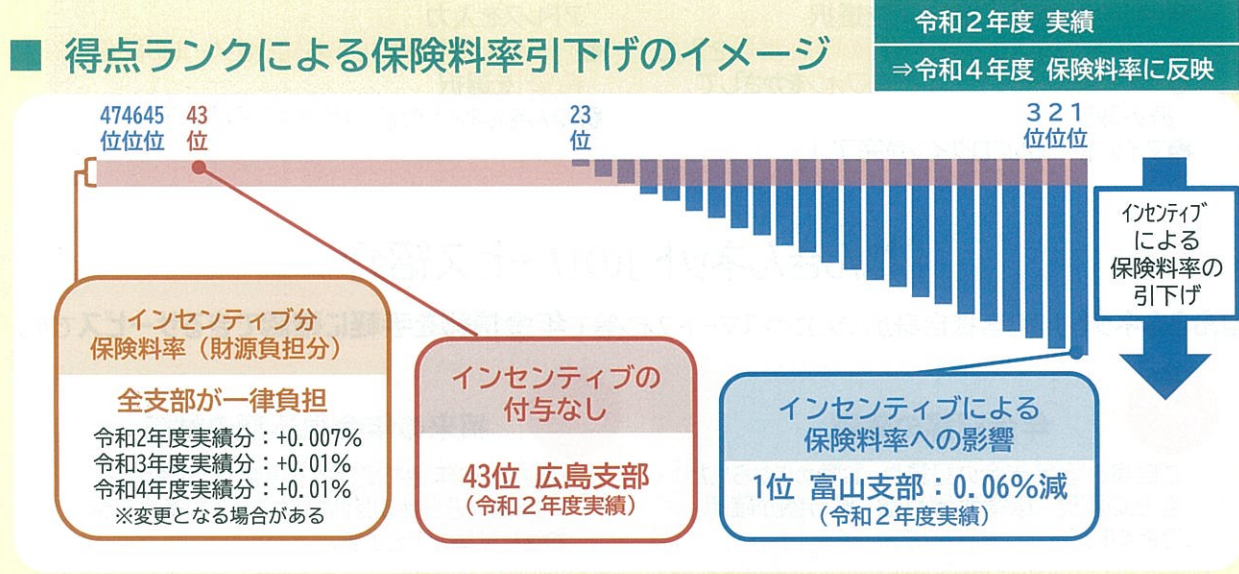
https://www.nenkin.go.jp/n_net/



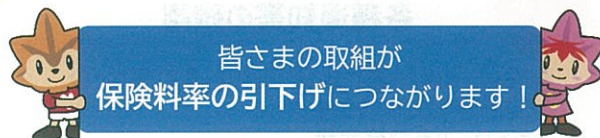
全国健康保険協会からのお知らせ
協会けんぽ

インセンティブ制度は健康保険料率の引下げにつながります！

- 平成30年度より協会けんぽに新たに導入された制度です。
- 事業主・加入者の皆様が健康増進や医療費適正化に係る**5つの評価指標**に基づいて、評価結果（成績）が**上位23位以内**（※令和4年度実績からは**15位以内**）に入った場合に報奨金（インセンティブ）が与えられ、健康保険料率の引下げにつながる制度です。
- 令和2年度実績では、広島支部は**総合43位**となり、残念ながら**インセンティブの付与はありません**でした。



■ 皆さまに取り組んでいただきたい5つの評価指標



1 特定健診などの受診

R2年度順位 **31位** →
協会けんぽの健診を毎年、必ず受診をしましょう。

2 特定保健指導の利用

R2年度順位 **33位** ↓
生活習慣の改善が必要と判定された場合、保健指導を受けましょう。

3 生活習慣の改善

R2年度順位 **32位** ↓
保健指導を受け、生活習慣の改善を図りましょう。

4 医療機関の受診

R2年度順位 **41位** ↓
要治療または要再検査と判定されたら医療機関を早期に受診しましょう。

5 ジェネリック医薬品の使用

R2年度順位 **38位** ↓
お薬が処方される際には、ジェネリック医薬品を積極的に選択しましょう。

■ よくあるご質問

Q 実績は事業所別に評価されますか？

A 事業所ごとではなく支部（都道府県）ごとに評価され保険料率が決定されます。広島支部にご加入の**一人ひとりの行動の積み重ねが重要**になります。

全国健康保険協会からのお知らせ

協会けんぽ

～協会けんぽ広島支部の加入者・事業主の皆さまへ～



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

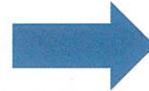
協会けんぽの令和4年度の保険料率は
令和4年3月分(4月納付分)から変更されます



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

健康保険料率

給与・賞与の**10.04%**
令和4年2月分(3月納付分)まで



給与・賞与の**10.09%**
令和4年3月分(4月納付分)から

◆健康保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されているため、都道府県ごとに異なります。広島支部の医療費の伸びが全国平均の伸びを上回ったことが、健康保険料率変更の主な要因です。

介護保険料率

給与・賞与の**1.80%**
令和4年2月分(3月納付分)まで



給与・賞与の**1.64%**
令和4年3月分(4月納付分)から

◆40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

<協会けんぽの財政状況について>

協会の財政状況は、加入事業所の8割が中小零細企業であることから、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい脆弱な構造にあります。また、医療費(支出)の伸びが賃金(収入)の伸びを上回る赤字構造であることに加えて、協会の支出の約4割を占める高齢者医療への拠出金が今後も増大していくことも踏まえると、楽観視できない状況です。

事業主・加入者の皆さまの取組が、保険料率の決定に大きく影響します！

健康診断・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用などにより、医療費の上昇を抑制することができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

■ 『健康診断・保健指導』を受けましょう

加入者の皆さまに健康診断や保健指導を受けていただくことにより、ご自身の疾病予防や早期発見、生活習慣の改善につながり、それにより医療費の抑制効果が期待できます。

■ 医療機関への『早期受診』をお願いします

健診の結果、医療機関の受診を勧められた場合には、早期に医療機関に受診し治療することで、疾病の重症化を防ぎ、加入者の皆さまの生活の質が向上することにつながります。

■ 『健康経営』の推進をお願いします(『ひろしま企業健康宣言』の参加事業所募集)

協会けんぽ広島支部では、健康経営の推進や加入者の皆さまの健康増進に向け、「ひろしま企業健康宣言」にエントリーされた事業所を積極的にサポートし、一緒に健康づくりを進めています。継続的な健康づくりの実施に向け、未宣言の事業所におかれましては、是非エントリーをお願いします。

◆ 皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます ◆

《お問合せ先》

全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ
TEL : 082-568-1014 (平日8:30~17:15)
FAX : 082-568-1130



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ



広島県社会保険労務士会

2022年1月より

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」がはじまっています

複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、その2つの事業所での勤務を合計して次の要件を満たす場合に、雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。

- ① 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者
- ② 2つの事業所（それぞれ週5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること
※マルチ高年齢被保険者として適用を希望する本人が手続きを行う必要があります。

◆詳細はお近くの社会保険労務士、ハローワークにお尋ねください

ねんきんのご相談・手続きは
街角の年金相談センターをご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ **0570-05-4890**
《予約受付時間》毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15

街角の年金相談センター広島 広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F
街角の年金相談センター福山 福山市東桜町1-21エストパーク6F

社会保険協会からのお知らせ

今年度から、会費のお振込を、コンビニエンスストアでお願いすることとなりました。

これまでは、会費のお振込みをゆうちょ銀行でお願いしておりましたが、令和4年1月17日から「ゆうちょ銀行」の窓口で現金振込みをしていただくと、会員様に110円の加算料金がかかることになりました。

そのため当協会では、利便性も考慮し、今年度から会費のお振込みを、会員様に手数料のかからないコンビニ振込みに変更をしています。

ご納付は、「コンビニ店頭レジ」でお願いいたします。（ゆうちょ銀行では使用できません）

さて、4月は年度のスタートなので、当会事業の様々なご案内をお送りしていますが、その中に会員特典として、講座・セミナーを開催します。

引き続きコロナ禍ではありますが、感染防止対策を施しながら、会場での開催を予定しています。講師との対面で、内容がより伝わりやすく理解し易い講座・セミナーです。

なお、会場は密にならないよう参加人員を制限し広い会場での開催です。ご参加の皆様には、マスク着用・消毒・検温のご協力をお願いし開催する予定です。

なお、10月に開催を予定しています年金ライフプランセミナーについては、8月の広報紙「社会保険ひろしま」をお届けする際に、詳しい内容とお申込のご案内をさせていただきますので、しばらくお待ちください。